

第7回貸金業制度等に関する懇談会資料

2005年9月7日

3点についての補充

弁護士 茆原洋子

第1 貸金業規制法43条は廃止すべき

第2 公正証書問題の補充

第3 利息制限法を超過する貸金業者の中に、消費者との共存を前提として健全な対応をする

「良い業者」はいない

⇒ 規制緩和などともない

⇒ 金利規制等規制強化すべき

第1 貸金業規制法43条は廃止すべき

1. 金利規制3法の関係

(1) 利息制限法は、金利規制の有効無効を決定する民事効力規定

①経済的弱い立場の者を保護し、

②強い立場の者の暴利を防ぐ

③公序良俗規範として暴利の具体的基準を定めたもの

(2) 出資法は、刑罰法規にすぎない。

(3) 貸金業規制法43条、

立法目的は2つ 「適正な業務」と「資金需要者の保護」

立法目的は貸金業者の保護ではない

貸金業者の暴利を保護してはならないことは大前提

厳格な要件のもとに認められる特別な例外、特典＝アメ

「最終的な立法目的・資金需要者の保護にかなっているか」

が判断の要点

2. 貸金業規制法43条ができて変わらない原則

☆ 厳格な要件が整ったとき有効とみなされるのは、支払いのみ

(「任意」「債務者による支払」「書面要件」の整った場合に限り)

⇒ 契約は有効とみなされない。超過利息の契約は無効のまま。

☆ 利息制限法の制限超過は無効であることに変わりはなく、

制限超過利息を強いて取立ててはならない。

最高裁貸金業関係事件執務資料16頁⇒資料1

法務省参事官大森政輔論文 判例時報1080号3頁⇒資料2

利息制限法の制限超過利息を、手形、公正証書で強制して

取立てることは、著しく違法 → 損害賠償事例の蓄積

⇒資料5

3. 主張立証責任は誰にあるのか？⇒資料2

43条1項の主張立証責任は ⇒ 貸金業者にある

「債務者は任意に利息損害金と指定して支払った」

「17条書面」「18条書面」の要件の主張立証責任は、

43条1項の適用を主張する側にある

43条2項 出資法違反等の不適用要件は ⇒ 借主側にある

4. 原則は43条適用か、不適用か

原則は、あくまで利息制限法による超過利息契約の無効と

無効の支払いの元本充当

例外としての、43条による「支払いを有効とみなす」特典

期限の利益喪失条項とは

＝通知催告なしに一括返済、遅延損害金を要求できる特約

例 期限の利益の喪失 次の各号のいずれかに該当したときは、通知・催告がなくても当然に期限の利益を喪失し、残債務を直ちに返済するものとします。

① 本契約に基づく返済を1回でも1部でも怠ったとき ② 破産申立てをしたとき、

なお、期限の利益喪失条項は、催告なしに期限の利益を失わせる条項であるため、期限の利益喪失事由が不明確であったり、債務者に著しく不利益な場合には、無効である（注釈民法）。

期限の利益喪失条項により、一括請求を避けるための支払いは任意でないとする判例の急増（大阪高判17.3.24 広島高判17.7.7 横浜地判16.7.7 東京簡判17.2.3・同2.14 山口簡判16.2.19・同3.25等）

最判15.7.18は、借主は「総債務の減少を望む」と推定

借主がはっきりと「超過利息に充当します」と意思表示しない限り、「総債務の減少を望む」との推定が働く。

（最判平成2年も、①超過利息無効の認識を不要としつつ、別途

②自由な意思による支払を必要とした。）

原則は、43条不適用

← 強行法規＝利息制限法の適用が原則だから

← 任意でない支払いが一般的だから

← 期限の利益喪失条項による意思の拘束があるから

← 借主の真意は、元本充当・減額の方法（覆す意思表示なし）

5. 貸金業規制法 43 条は、立法目的(資料 2) にかなっているか。

(1) 43 条は資金需要者の保護になっているか。⇒否。

長年の高金利の返済で疲弊し、家計破綻に瀕した借主が、
利息制限法によって債務整理することの妨害になっている
高金利を借りて支払った人に対して、約定残額の支払いをそのまま永続
させ、ますます疲弊させ、差押により生活基盤を失わせることになる。

(2) 43 条は業務の適正に役立っているか。⇒否。

43 条が認められた貸金業者のヤミ金融化(債務整理拒否)

6. 消費者保護規範と整合するか。⇒否

法的に無効な利率の表示によって有効との錯誤を招く。

安全・公正な契約条項 消費者基本法 5 条 事業者の責務 国の責(11 条、
12 条) 消費者契約法 3 条、消費者の権利義務を正確に分かりやすく

7. 違憲立法審査権と三権分立を尊重するものか。⇒否

最高裁は 3.9 年 4.3 年に利息制限法 1 条 2 項を実質的違憲判断

8. 法の廉潔性を害するか否か。⇒害する。

有効のフリをするダマシの契約書(実は無効)を信じた人の財産を
給料差押まで許す強制的な形で、暴利業者への特典=アメにする。

9. 他に借主を害しない業務の適正化手段は存在するか⇒存在する。

罰則 行政指導 処分 (最高裁厳格解釈の理由)

10. 43 条に立法事実はあるか。⇒ない。

11. 立法事実のない法律の存在を憲法は許すか。⇒否

12. 43 条による弊害はあるか。

⇒人命を損ねる程の重大な弊害がある。

経済的理由による自殺者は、自殺者総数の 4 分の 1 にのぼる。

43 条は事業者倒産・保証人被害・夜逃げ・自殺の原因

学者(註・註) 4 名の 43 条違憲論に賛成の意見⇒ 6 月懇談会資料
基本的教科書では 43 条違憲論はどう扱っているか

⇒森泉章「新・貸金業規制法」追録 12 頁

日弁連は、書面要件緩和反対、43 条廃止論⇒ 資料 4

43 条対策会議意見書抜粋 ⇒ 資料 3

横浜弁護士会意見書 ⇒ 6 月懇談会資料

第2 公正証書問題の補充

1. 2005年3月～4月日弁連アンケート⇒4月懇談会資料
毎日新聞が連続して商工ファンドによる公正証書差押の問題を
報道 ← SFCGが高額名誉毀損訴訟
SFCGが取下げ

2. 準消費貸借の公正証書の引き直しの必要性

強行法規として、裁判でも利息制限法適用の原則。

43条主張のない裁判（利息制限法による裁判）が圧倒的多数。

=利息制限法に引き直した残金請求訴訟が簡裁事件の大半

特殊、43条主張がある場合、厳格に要件を吟味する

利息制限法は強行法規⇒借主の主張がなくても適用

43条主張の要件をすべて充たすか、それとも1点でも充

たさない点があるかは、裁判所が職権で判断する

裁判官であれば、利息制限法の残金しか存在しないと認定する。

⇒公証人が、約定残高があるとの公正証書を作ると、借手の利
息制限法の主張を妨害し、借手の経済的再起を困難にする。

3. 損害賠償アンケート報告（新里宏二弁護士）⇒資料5

6月に短期間、大至急で集めたアンケート

多数の差押、仮差押を違法と認定

違法な差押による利息制限法超過利息の強制的取立てに対しては、
金融庁が監督責任を実質的にも果たすことが課題

第3 利息制限を超過する貸金業者（制限丁度で貸す業者）に、

「良い業者」はいない

⇒ 規制緩和などとんでもない

⇒ 金利規制等規制強化すべき

大手貸金業者の不正⇒規制強化が必要

大手消費者金融 A 親や子などの第三者請求 過酷なノルマ
盗聴事件（週刊金曜日連載）

大手消費者金融 B 不動産担保による略奪的貸付け 弱者狙い
異常な取立て サラ金生命保険

⇒ 6月懇談会資料

大手消費者金融 C 未成年者貸付け 不開示 虚偽開示 43条主張
1社あたりの過剰融資

個人情報架空請求業者に流出

大手消費者金融 D 取引履歴改竄 43条主張

大手消費者金融 E 1000円未満のおつりの不正取得
43条主張 取引履歴不開示 サラ金生命保険

大手信販会社 F 支払額の虚偽等、虚偽開示

「10年以上前の取引履歴不存在」が虚偽と判明

信販会社の加盟店争奪戦 ⇒ 認知症の高齢者の全財産を取る
悪質業者の被害者等に過剰融資
⇒ 資料8

高金利と過剰融資の構造こそが問題

⇒ 資料6 および法律時報2005年8月号27頁

金利規制強化＝金利引き下げの必要性

大手貸金業者代表は今や日本の大富豪（トップはここ数年のこと）
目先の必要から借入れる貧者は、金利に気付かないから、

言い値で利息を取る仕組

出資法の上限に張り付く

自由競争原理・市場原理は働かない

貸金業者と借主 利害対立の構造

貸金業者の利益 返済は計画的でない方が、長く利息を取れる。

⇒リボルビングによる永続的返済

オープンエンドの罪

⇒返済回数・返済期間を示さない

⇒追加貸付可能額の方を表示して誘う

貸金業者の利害 借りて利息を返されると、利益になる（実質複利）

vs借主の利害 ⇔借りて返すと、

借主の借入れ総額は、雪だるま式に増える

金利だけを借りて返し続けると、8年で10倍

他から借りて利息を返す時には、既に過剰融資

借入れは増える一方

利害の対立する関係に、生命保険の危険性と問題性

死んだ方が超過利息も回収できる。

⇒生きて利息制限法を主張されるより利益になる

自殺に追い込む危険性

高金利と過剰融資が多重債務者を産み出す構造⇒

既に借入平均145万円（消費者金融白書2004年版）

仮に150万円を金利29%で5年で元本まで返すならば、

返済原資は月々4万7612円必要 ⇒資料6

月4万8000円の返済原資を出ることができる所得層は

年収500万円代の層 ⇒資料6

サラ金業者の顧客は、所得がより低い層

現在の金利を前提にすると、既に無理な過剰融資になっている。

大手貸金業者に対する規制緩和 ⇒国民の生活破壊の激増 ⇒多重債務者の爆発的増加

市場が飽和状態 にもかかわらず貸付を増やそうとする無理
そこから、実際に不祥事多発の現状
消費者にとって、初めに生活破壊の引きがねを引いた罪は
大手にある。高金利貸付に誘導されさえしなければ起きないこと。
大手が儲けてきたのは、中小が貸して借主が
これを大手に返したからという側面もある。

中小貸金業者擁護論

「中小貸金業者が生きのびられる貸金業者保護政策を」論は
主客転倒の議論

“ 国民を食いつぶすことが前提の高金利を
中小貸金業者がつぶれないため維持するか引き上げる”
ことは、もはや通用しない。

貸金業者が国民に役立つのではなく食い物にしたことが問題。

「貸金業者のための国民」ではない。

〈中小貸金業者の主張〉

「金利を下げると中小貸金業者が潰れる」

「大手のように低い借入れはできない。

金主が高い利息を取るから。」

しかし、貸金業者の金主は、健全な経済活動ではない。

国民の生活を破壊しない、国民生活と両立しうる利率で貸付け
をするべき⇒規制金利引き下げが必要。

「金主に金利が払えないからつぶれる」という貸金業者は市場
から撤退すべき。

「中小貸金業を存続させるため」「中小の金主の利益を守るため」に、国民が高い金利を我慢せよというのは、成り立たない。

誰のモラルハザードが起きているか？

借りた人は、知らない。

コマーシャル等誘導され、金利の重みを知らずに借入れる。
利息制限法を知らずに、契約は有効と信じて支払う。
所得の中から返すことができず、借りて金利を支払うようになる。
返しているうちに、生活を著しく圧迫する金利であると気付く。
借りて返すようになることも、金利の重圧も、借入れる時には知らない。
延滞をすると、一括の返済を迫られるので、借りてでも返すしかない。
もはや抜け出せない、借りて返し続けるしかない絶望の中で悪戦苦闘。
支払に行きづまり、相談することで、利息制限法の存在を知る。
経済的再起をするために、利息制限法の引き直し計算をする。
債務の残が少なくなり、過払金の返還を受けて、残りを分割弁済の計画を立てて、債務を整理する。

貸金業者は、知っている。

金利の有効無効を決する利息制限法に違反する金利であること。
借手が利息制限法を知らず、契約書の金利を有効との錯誤に陥ること。
この錯誤を正すために、分かりやすい契約条項を作れるが作らないこと。
例「あなたは利息制限法を超過する利息を支払う義務はありません。
任意に超過利息を支払うと43条が適用されます」との記載
借手の収入では、生活費を出しながら返済することが困難であること。
高金利を返すために、まずは自社から借りて返すようになること。
次に、高金利を返すために、他社から借りて返すようになること。
利息を借りて支払うと、複利計算で貸付元本が増えていくこと。
返済に遅れが出ると、貸金業者は契約書をタテに取って、約束を守れと
迫ること（無効で義務なきことの強制をすることになること）。
期限の利益喪失条項によって、約定の支払の懈怠があると一括請求する
ことになり、職場や自宅に請求すること。
借手は一括請求されるのを避けるために、借りてでも返し続けること。
借手は、できるだけ債務が減少することを望んでいること
返済を続けて一定期間経ると、利息制限法上債務はなくなっていること
利息制限法の債務がなくなっても、そ知らぬ顔をして、無効の契約書を
たてに、請求し受領し続けること。
不当利得を取り続けている状態であること。
借手が気付かなければ、不当利得を取得したままにすること
43条を主張し請求金額を下げないと、多重債務者の場合に、他社との
公平が損なわれ、債務整理が破綻すること

貸す時のモラルハザード

真の権利義務を契約書に書かない

取引終了時のモラルハザード

錯誤の支払（不当利得）を受領したままにする

貸金業者のモラル
ハザードの拠り所

= 43条

は廃止すべき

資料 1	「貸金業関係事件執務資料」	
資料 2	大森政輔論文	1 + 2 = 1 頁
資料 3	4 3 条対策会議意見書	1 頁
資料 4	日弁連回答書	1 頁
資料 5	6 月違法差押（仮差押）賠償判決・和解等アンケート	4 頁
資料 6	多重債務者増殖を招く過剰融資の「ワナ」	1 頁
資料 7	オリエントコーポレーションの取引履歴	1 頁
資料 8	クレジット過剰与信対策会議資料抜粋	1 頁

資料1 最高裁事務総局民事局監修
「貸金業関係執務資料」16~21頁

利息制限法の原則と貸金業規制法43条の関係

第1原則

利息制限法超過分の債務は存在しない。p16

これを強いて取り立てるのは、義務のない行為を強制することになるから、許されない。p17

第2原則

債務者が積極的に制限超過分の利息・損害金に向けて支払う旨弁済充当の指定をしたのでない限り、債務者の支払った金員は制限内の利息・損害金及び元本に充当される。p18

第3原則

債務者が制限超過分の利息として任意に支払ったものでも、原則として（43条の要件が満たされない限り）元本に充当される。p19

←43条制定により変更された点はこの第3原則のみp21

第4原則

制限超過分の元本充当により計算上元本が完済となった後に債務者が支払った金額は、不当利得として返還しなければならない。p20

資料2 「貸金業規制法第43条について」
—利息制限法の特則性とその限界

大森政輔 法務省民事局参事官 判例時報1080号3頁、16頁

立法目的p3

「業務の適正な運営の確保」

「もって資金需要者の利益の保護を図ること」

主張立証責任について p16第1段

43条1項は積極要件←主張立証責任は貸金業者

43条2項は消極要件←主張立証責任は債務者

「有効とみなす」のは何かp16第2段

「弁済」であって「契約」ではない

「有効な」の用語は「弁済」にかかる。

一定の要件を充足する制限超過支払の事後評価にとどまり、制限超過の利息又は損害金の契約そのものを全面的に有効とみなすものではない。

43条対策会議 意見書

2005. 7. 10

代表 弁護士 荻原 洋子
川崎市宮前区鷺沼1-11-1 DIK鷺沼208
荻原法律事務所 TEL044-855-5414
事務局 弁護士 戸田 慶吾
広島市中区上八丁堀8-8-5階
ひかり総合法律事務所 TEL082-228-3637

本年4月16日、私達は、43条の本質的な問題性を解明し、法律家のみならず、一般の方々に43条の問題を理解していただくことと、裁判の現状の情報交流、研究等を目的として「43条対策会議」を立ち上げました。弁護士、司法書士、被害者の会などの参加を得て、3回の集会と交流の機会を持ちました。43条対策会議としてお伝えしたい意見の趣旨は、次のとおりです。

1. 契約証書、受取証書に記載すべき要件の緩和に反対します。
2. 貸金業規制法43条には、借主を害する根本的な問題があります。
3. 43条の廃止を求めます。

今の出資法上限(年29.2%)に近い金利は、銀行の低い金利で借りることのできない国民の大多数にとって、現在、生活を破壊する程に高い金利です。

また事業者が事業を継続することのできない程高い金利となっています。

出資法のみならず、利息制限法の利率(年15%、18%、20%)も高過ぎます。

国民との共存なしに、貸金業者のみの繁栄を求めることは間違っています。

借りる側の返済能力には限度があります。

日本の富豪順位

2005. 6. 11新聞報道によれば

フォーブス誌の日本富豪リストは下記の通りです。

1位	某酒造会社会長兼社長	6380億
2位	アイフル社長	6160億
3位	武富士創始者	6050億
4位	某観光会社会長兼社長	5390億
5位	アコム会長	5170億

精一杯生活費を削った時の返済限度額が全部利息となる程に貸し込むと、あとは元本が減りません。持てる者が、持たない者からいつまでも吸い上げ続ける仕組みとなります。

疲れ、苛立ち、人間関係が破壊され、健康も破壊され、それでも病院に行けない人、国民健康保険も払えない人が沢山います。

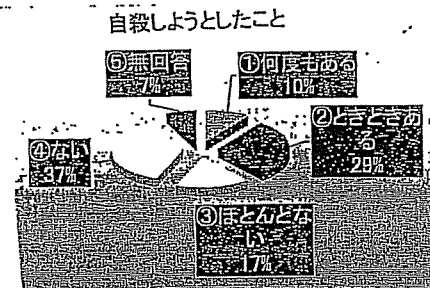
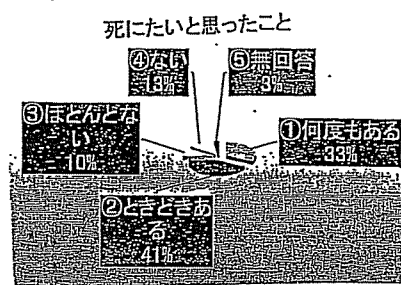
終らない高金利の軛から脱出、再起する方法として、利息制限法による債務整理が、大変大切です。借主と家族のみならず、社会保障費を負担する国民全体にとっても大切です。

「書面の要件の緩和」など、
とんでもありません。

むしろ契約証書に、利息制限法による借主の法的権利義務を分かり易く書くように法改正すべきです。書面要件が緩すぎ、貸金業者による制限超過利息の騙し取りを許している点が問題なのです。

書面要件を緩和すれば、43条の適用が拡大され
高金利被害者が高金利から脱出できなくなります。
そもそも、歪んだ条文43条を廃止すべきです。

200万の多重債務者のうちの多くが、自殺を考えながら暮らしています。佐賀県弁護士会が平成14年9月2日から11月25日までに行なった、多重債務者心理アンケート調査によれば、160人の回答者のうち、死にたいと何度も思った人は53人、死にたいときどき思った人は66人、合わせて74%にものぼり、何度も自殺しようとした人は、16人、ときどき自殺しようとした人は47人、あわせて39%にのぼりました。



初めて借りる時は、便利さに目し金利は考えないのですが、返しているうちに生活が圧迫されて高金利の辛さに気付くのです。貸金業者はそれを分かっています。借りた人の返済能力を超える過剰融資の方が、抜け出せない罠となり長年利息を取れるので、借主は疲弊し貸金業者が儲かる仕組みです。

サラ金のATMの多くの取引は、「リボルビング」といって、約定利息(制限超過利息)さえ払えば、あとは返済も借入も極度額内で自由、という方式です。これは、いつ終るとも知れない取引です。そして、いつ終るかを考えさせず、今日、明日のことで精一杯にさせて、長くいつまでも利息を支払わせようとする貸付です。いわば、借主の将来に目隠しをして、借金漬けにする作戦です。貸金業者は、このように今横行している取引形態を変えないまま、43条の適用があるように要件を緩和したいと言いますが、このような取引が借主の利益保護のための適正な取引とはいえません。名古屋高裁平成16年1月21日判決は、借主が計画的に完済できる取引でなければならないことを前提として、契約書に「返済期間と返済回数」を記載すべきところ、記載がないとして43条を否定し、最高裁は平成16年6月8日貸金業者の上告を棄却しました。

資料4 平成15年3月17日付日弁連回答書抜粋

金融庁は、かつて、書面要件の緩和についてアンケートを取った。これに対する日弁連の回答である。

書面の電子化に反対し

43条廃止を求め

廃止までの間は、

契約書面に、利息制限法の利率を目立つように書くこと

を17条に定めることを求め、

期限の利益喪失条項の禁止を求めている。

金融庁長官

高木 祥吉 殿

電磁的データの交付によるときは、借主が

その到達を確知しえないでいる事例が大益に発生することが予想されるときにも、現在の通信機器等の技術レベルでは、借主が常に元の契約内容を正確に止めたままの状態データを受信できるかどうかについて、大きな疑念を抱かざるを得ない。

日弁連総第93号

2003年3月17日

日本弁護士連合会

会長 本林 徹

○ 電子データは、書面上の記載に比べて、安定性がなく内容の削除や改竄が容易である。書面の交付義務を緩和し、電子データの送付等で足りるとするときは、事後の契約内容の確認を困難にするばかりか、被害救済を困難にするとともに、新たな紛争の誘発にもつながりかねない。

○ 電子データは、書面に比べ、保存の確実性・安定性にも難点がある。

○ 貸金業者の取引履歴開示を、法律上明文で義務化すべきである。

○ 貸金業規制法43条を廃止すべきである。

○ 消費者信用に関し、個人保証を禁止すべきである。

○ 事業者信用に関し、代表者個人等を除き、個人による根保証を禁止すべきである。

○ 緊急の課題として、当面出資法第5条の金利を利息制限法の制限金利まで引き下げ、民事上の金利規制と刑事上のそれを統一的に規制すべきである。

① 貸金業規制法43条が廃止されるまでは、利息制限法所定の制限を超過する利率の約定をなす場合には、同法に違反する約定であって、制限超過利息の支払は法律上強制されないことを17条書面に一定以上の大きさの赤色の文字で具体的にわかりやすく見落としがないように明記するよう義務付けるべきである（例えば、特定商取引法施行規則のクーリング・オフ等に関する規定を参考にすべきである）。

○ 利息制限法所定の制限を超過する利率による約定利息の支払を怠った場合に期限の利益を喪失する旨の条項を定めることを明文上禁止すべきである。

SFCGによる違法差押（仮差押）報告

日栄・商工ファンド対策全国弁護団

1. アンケートの対象

日栄・商工ファンド対策全国弁護団で、6月4日から6月20日まで実施した。

2. 回答件数

29件（内訳 仮差押 10件、差押 19件）

（文責 副団長 新 里 宏 二）

SFCGによる違法仮差押一覧表

番号	担当弁護士	違法行為の内容	損害賠償の内容	結果
A-1	米川 良平	原告が判例法廷会を支払ったのに、連帯保証人に対し給与の仮差押命令を得た。この際、原告の支払の事実を秘匿していた。	事件番号：平成13年(ワ)第19839号・24841号 提訴日：平成13年9月19日 請求金額：330万4549円 請求対象①：慰謝料	和解 期日：平成14年7月25日 内容：商工ファンドが原告に対し130万円を支払う
A-2	白根 恒一	弁護士が債務整理受任後に請任し、約定にあづき延滞なく弁済しているのに仮差押をしたことが、保全の必要性のない仮差押として損害賠償を認めた原判決をふまえ、控訴審で和解に至った。	事件番号：秋田地裁 平成13年(ワ)第326号 提訴日：平成13年11月 請求金額：500万円 請求対象①：信用失墜による慰謝料	判決 期日：平成15年3月6日 内容：損害25万円 和解 平成15年9月11日 仙台高裁秋田支部 和解金150万円
A-3	平瀬 恒一	・利息制限法に従って主債務者が弁済し、残債務はゼロになっているにも拘わらず、みなし弁済を主張して連帯保証人に請求し、給与仮差押を行うと通知してきた ・当方が仮差押をすれば不法行為として提訴すると警告していたにも拘わらず、本当に給与の仮差押をしてきた（仮差押自体は保全異議を出したところ取り下げられた）	事件番号：東京地裁 平成14年(ワ)第17812号 提訴日：平成14年8月15日 請求金額：330万円 請求対象①：慰謝料 300万円 弁護士費用 30万円	和解 期日：平成15年7月9日 内容：・SFCGが和解金100万円支払い ・SFCGは本件仮差押によって原告が困窮した事実が存することを認め遺憾の意を表明
A-4	河野 聡	主債務者の取引について、利息制限法に基づいて再計算した残金を供託した後、債務不存在訴訟中に、連帯保証人が経営する会社のメインバンクの預金口座に対して仮差押をさせた。しかも、債務不存在訴訟の争点が終結し、判決言い渡しを行っている最中の仮差押さえであった。	事件番号：平成15年(ワ)第747号 提訴日：平成15年9月29日 請求金額：100万円 請求対象①：不法行為に基づく損害賠償請求	和解 期日：平成16年9月17日 内容：SFCGが100万円を支払う
A-5	河野 聡	主債務者の取引について、利息制限法に基づいて再計算した残金を供託し、債務不存在訴訟を提訴中に、連帯保証人の給料について仮差押をさせた。	事件番号：原審平成15年(ワ)第585号 提訴日：平成15年10月2日 請求金額：100万円 請求対象①：不法行為に基づく損害賠償請求	和解 期日：平成16年9月17日 内容：SFCGが100万円を支払う
A-6	河野 聡	主債務者の取引について、利息制限法に基づいて再計算すると既に過払いになっていることが明らかであるのに、主債務者の不当利得返還等請求訴訟中に、連帯保証人が経営する会社の取引に対して、預金代金の仮差押をさせた。	事件番号：平成15年(ワ)第748号 提訴日：平成15年10月8日 請求金額：100万円 請求対象①：不法行為に基づく損害賠償請求	和解 期日：平成16年9月17日 内容：SFCGが100万円を支払う
A-7	武井 共男 西本 晃	利息制限法での債務消滅。弁護士介入し（保証人から依頼を受けた）内容証明で支払義務なしと通知したのににもかかわらずSFCGは「誠意をもって対応したが、代理人から何らの回答もなかった」と偽って仮差押の申立をし、保証人会社の本社ビルを仮差押。	事件番号：横浜地裁 平成15年(ワ)第5031号 提訴日：平成15年12月25日 請求金額：110万円 請求対象①：慰謝料100万円・弁護士費用10万円 請求対象②：	和解 期日：平成15年11月18日 内容：金100万円の支払い
A-8	武井 共男 西本 晃	利息制限法での債務消滅後に主債務者に執業に督促を付し、保証人（公務員）の給与を半年に渡って仮差押。	事件番号：横浜地裁 平成16年(ワ)第151号 提訴日：平成16年1月15日 請求金額：247万7712円 請求対象①：過払金24万7712円・慰謝料100万円×2（主債務者・保証人）	その他 期日： 内容：差押（なお差押は強制執行停止決定をとったところ先方が差押を取り下げました）
A-9	西山 司朗	相手方弁護士と交渉して、残債務100万円で何とか和解成立に至っていた時点で、平成16年12月30日に突然SFCGが当方本人の預金口座の仮差押をしてきた。当方では、和解は和解として成立させたが、相手方の差押の損害賠償の支払いに応じないので提訴した。	事件番号：平成16年(ワ)第54号 提訴日：平成16年2月10日 請求金額：150万円 請求対象①：株式会社SFCG	一審審結中
A-10	河野 聡	主債務者の取引について、利息制限法に基づいて再計算すると既に過払いになっていることが明らかであるのに、連帯保証人の預金口座について仮差押をさせた。	事件番号：平成16年(ワ)第86号 提訴日：平成16年2月12日 請求金額：100万円 請求対象①：不法行為に基づく損害賠償請求	和解 期日：平成17年2月22日 内容：SFCGが70万円を支払う

SFCGによる違法差押一覧表

番号	担当弁護士	違法行為の内容	損害賠償の内容	結 果
B-1	和田 聖仁	利息制限法で計算すると過払であるにもかかわらず、平成13年4月6日公正証書で差押(主債務者が過払金返還請求中、保証人に差押をした事案)	事件番号:東京地裁 平成13年(ワ)16582号 提訴日:平成13年6月 請求金額:330万円の慰謝料請求等 請求対象①:慰謝料 請求対象②:西工ファンド 代表者 大島 恒伸	和解 期日:平成14年10月22日 内容:西工ファンドは慰謝料として200万円を支払う
B-2	松尾 康利	過払が生じているにもかかわらず、委任通知受領後保証人の経費負担の差押えに及んだ事案。	事件番号:大分地裁中津支部 平成15年(ワ)第46号 提訴日:平成15年4月25日 請求金額:保証人一人につき50万円 請求対象①:慰謝料	和解 期日:平成16年7月20日 内容:保証人1人につき約20万円
B-3	小池 義雄	委任通知発送、過払金請求の訴え提議後、公正証書による差押え	事件番号:福島地裁会津若松支部 平成15年(ワ)第581号 提訴日:平成15年5月7日 請求金額:600万円 請求対象①:過払金、慰謝料、弁護士費用内金	和解 期日:平成16年4月30日 内容:請求金額支払(慰謝料分は200万)
B-4	河野 聡	主債務者の取引について、利息制限法に基づいて再計算すれば明らかに過払いになっているにもかかわらず、公正証書を用いて過帯保証人の預金口座を差し押さえた。	事件番号:原審平成15年(ワ)第432号 控訴審平成15年(ホ)第995号 提訴日:平成15年8月19日 請求金額:過帯保証人につき82万5552円(差押で回収金額+慰謝料30万円) 請求対象①:主債務者と保証人につき 請求異議 請求対象②:主債務者につき 不当利得返還請求 請求対象③:過帯保証人につき 不法行為に基づく損害賠償請求	判決 期日:平成16年10月22日 内容:差押で回収した分52万5572円、慰謝料30万円を支払え 和解 期日:平成17年4月15日 内容:控訴審にて和解成立 原判決82万5572円で認められたことにつき、 和解金として77万2096円を支払うこと
B-5	新屋 隆二	利息制限法で計算すると過払であるとして、債務不在確認の訴訟を提起後にそのことを知りながら7名の保証人に公正証書による差押を行った事案。同様の事が繰り返されていることから、代表者の大島恒伸を相手に損害賠償を請求したもの、公正証書作成委任状に署名の記録なし。無効な公正証書による差押	事件番号:仙台地裁 平成15年(ワ)1390号 提訴日:平成15年11月 請求金額:1430万円 請求対象①:西工ファンド 請求対象②:代表者 大島 恒伸	調停 期日:平成16年10月18日 内容:差押が空ぶった人以外1人220万円、7人合計で1430万円について協議(本訴訟では、大島社長の尋問が採用されながら欠席し協議に至った)
B-6	松尾 康利	委任通知を発送し、示談交渉の過程の中で「SFCGの計算によっても過払いとなっている」とSFCG担当者と言っていたのに、主債務者及び保証人4人の資産に公正証書を利用し強制執行してきた。	事件番号:大分地裁中津支部 平成15年(ワ)第117号 提訴日:平成15年11月25日 請求金額:原告一人につき330万円 請求対象①:慰謝料	和解 期日:平成16年12月14日 内容:保証人1人につき75万円 保証人は4人のため合計300万円
B-7	今 昭美	①公正証書作成委任状に署名した記録がない。無効な公正証書での差押 ②一萬元入金後に入金が確認されずに公正証書作成され差押がなされている ③過払なのに差押がなされている	事件番号:姫路地裁 平成15年(ワ)第145号 提訴日:平成15年12月2日 請求金額:1人につき200万円 2人につきそれぞれ100万円 請求対象:①慰謝料	和解 期日:平成17年3月3日 内容:保証人(公務員)和房金200万円を支払う 保証人1人に50万円を支払う

B-8	戸田 勝吾	依頼者は、遺言保証人(自営業者)で、公正証書に基づき、SFCGから請求債権117万3098円として、請負代金請求権の差押えを受けた。当時、制限利率引き直し後の残債残額は、63万9161円であった。以下の1ないし3の理由により、請求異議訴訟を提起。 ① 請求債権目録には、「平成13年6月21日付金銭消費貸借契約」とあるが、公正証書の作成日付は、「平成13年6月20日付」であること ② 元本が63万9161円しか存在しないにもかかわらず、これを超えた117万3098円を請求債権として発令されたこと ③ 期限の利益を喪失していないこと。すなわち、SFCGは、原告が平成15年11月5日に支払うべき金銭の支払を怠ったため、期限の利益を喪失したとして差押えを申し立てたが、実際には、前日に支払いをしていること	事件番号: 広島地裁 平成15年(ワ)第2021号 請求異議事件 提訴日: 平成15年12月2日(損害賠償の訴えを追加した日は、平成15年6月1日) 請求金額: 110万円(慰謝料100万円・弁護士費用10万円) 請求対象①: 慰謝料100万円・弁護士費用10万円	和解 期日: 平成17年6月17日 内容: SFCGが、原告に対し、和解金30万円を支払う
B-9	梅原 利幸	主債務者が過払金返還請求、保証人が債務不存在確認請求訴訟を提起後、その事実を知りながら平成15年3月18日、保証人の生命保険解約返戻金支払請求権を公正証書に基づき差押を行った。	事件番号: 仙台地裁 平成15年(ワ)第275号 提訴日: 平成15年12月8日 請求金額: 220万円の慰謝料等の請求 請求対象①: 商工ファンド	和解 期日: 平成16年4月20日 内容: 和解金250万円(損害金の一部も含む)を支払う
B-10	松崎 敏雄	借主は建設業を営む男性で、45万円余の過払いであった、弁済士が平成15年12月11日付内容証明郵便にて商工ファンドに対し、借主及び保証人を委任したこと、公正証書を作成したり、不動産に仮登記を付けたりしないよう通知した。商工ファンドは平成15年12月10日付で借主の主要取引先に、借主から売掛金につき債権譲渡を受けたという「債権譲渡承認通知書」と称する内容証明を送付した。同年12月25日に商工ファンドに対し不当利得返還請求訴訟を提起。商工ファンドは平成16年2月9日、保証人(建設会社)に対し公正証書によって請求債権150万円で主要取引先の売掛金債権を差押えた(保証契約当時は取引していなかった取引先で、商工ファンドがどうやって調べたかは不明)。保証人は取引先に「取引をやめよ」と言われて信用を失い、売掛金100万円を回収できなくなった。直ちに公正証書の強制執行停止申立をした。執行停止決定が出て、保証人の慰謝料請求提起後に商工ファンドは差押えを取り下げたので、売掛金は回収することができた。公正証書作成委任状に署名した認識なし。無効な公正証書による差押	事件番号: 福岡地裁 平成15年(ワ)第4881号・平成16年(ワ)第538号 提訴日: 平成15年12月25日・平成16年2月20日 請求金額: 借主 慰謝料100万円・保証人 慰謝料会社と個人合計350万円 請求対象①: 連帯等の違法行為に対する慰謝料	和解 期日: 内容: 2件の裁判を併合し、過払い45万円を含めて65万円を商工ファンドが和解金として支払って和解
B-11	奥東 正彦	1. 公正証書作成の説明なく印鑑証明をとり、6年前にとった委任状で公正証書を作成 2. SFCGは債務者の現住所を知っているのに公証人に告げず、印鑑上の住所に差送って付郵便となり、公正証書を受け取っていないのに送料差押を受けた 3. 過払となっており、その旨の通知後に公正証書により送料差押した	事件番号: 横浜地裁 平成16年(ワ)第604号 提訴日: 平成16年2月27日 請求金額: 255万2695円 請求対象①: SFCG 大島・支店長 司法書士 野瀬・三郎	和解 期日: 平成16年10月29日 内容: SFCGが和解金100万円を支払う
B-12	岸野 徳彦	過払になっているのに公正証書で給与の差押えを行った(保証人)。公正証書作成委任状に署名した認識なし。無効な公正証書による差押	事件番号: 千葉地裁松戸支部 平成15年(ワ)第347号 提訴日: 平成15年4月14日 請求金額: 200万円 請求対象①: 債SFCG	和解 期日: 平成15年12月27日 内容: SFCGが和解金100万円を支払う

B-13	海野 敬蔵	過払になっているのに公正証書で給付の差押えを行った(保証人)。公正証書作成委任状に署名した認諾なし。無効な公正証書による差押	事件番号: 千葉地方裁判所 平成16年(ワ)953号 提訴日: 平成16年4月15日 請求金額: 保証人200万円(+主債務者につき退社金) 請求対象①: 保証人は200万円の慰謝料請求	和解 期日: 平成17年1月24日 内容: 主債務者 退社金全額 保証人に和解金100万円
B-14	小野寺 友宏	弁護士の実任後、利息計算法による再計算後、分割弁済の弁済案を提出しているのに、公正証書による差押を行った。	事件番号: 仙台地裁 平成16年(ワ)第777号 提訴日: 平成16年6月 請求金額: 220万円 請求対象①: 慰謝料200万円 弁護士費用20万円	判決(SFCG控訴中) 期日: 平成17年5月17日 内容: 慰謝料 80万円 弁護士費用10万円
B-15	斎藤 匠	過払なのに公正証書に基づいて、保証人の給料差押え	事件番号: 提訴日: 平成16年7月2日・平成16年10月28日 請求金額: 220万円 請求対象①: 慰謝料	和解 期日: 平成17年2月28日 内容: 和解金として100万円
B-16	嵯峨 敬雅	借主は死亡。相続人は相続放棄と自己破産。利息制限法引き直しによる残金は53万円であった。保証人2人は借主の近所に住む親子で、父は3000万円、息子は1500万円の根保証契約を締結されていた。①高齢の父親が所有する不動産に対し根拠当様設定仮登記と本登記を設定した。②公正証書によって1552万円余の残債額があるとして、平成16年4月13日付で父親の生命保険と預金の差押。預金8万円をとられた。③同日、息子に対して給与差押。④4月14日付で父親の不動産に対し強制執行申立。公正証書による差押は請求異議訴訟を提訴すると同時に強制執行停止申立をした。給与は差押返戻変更申立をしたが、認められなかった。 6月29日に商工ファンドに法定残50万円を送金し、7月1日付内容証明郵便にて残債額は0であり、差押と競売を取り下げるよう商工ファンドの営業所及び本社に通知。取り下げはされなかった。 9月24日、競売に対し執行異議申立をしたところ、裁判官に停止の仮処分をしてくれと言われ、異議申立を取り下げて仮処分を申立てたが、本訴の経過をしばらく見てからとのことで保留にされ、本訴が和解になった後、取り下げた。	事件番号: 福岡地裁 平成16年(ワ)第2556号 提訴日: 平成16年9月24日 請求金額: 保証人父 慰謝料130万円・息子 慰謝料115万円 請求対象①: 差押等の違法行為に対する慰謝料	和解 期日: 内容: 請求異議の裁判と併合し、保証人らが和解金20万円を支払って和解
B-17	松尾 康利	保証人から利息制限法引き直し後の残金支払い後のわずか3日後、弁護士から委任通知を受けてからわずか4日後に申立書に違約の事実を記載し、公正証書を利用して保証人の給料債権差押に及んだ事案。	事件番号: 大分地裁中津支部 平成16年(ワ)第87号 提訴日: 平成16年10月29日 請求金額: 330万円(保証人1人につき) 請求対象①: 慰謝料	和解 期日: 平成17年7月12日 内容: 保証人1人につき解決金75万円 合計150万円(保証人2人のため) なお、和解期日は上記の期日であるが、和解内容は双方裁判所外で合意済
B-18	嵯峨 敬雅	借主は水道工事等を営み、約6万円の過払い、弁護士に依頼し、平成16年7月27日付内容証明郵便にて、借主と保証人1名の債務は過払いで消滅していること、公正証書による強制執行や不動産に仮登記をしないよう通知した。しかし、9月27日付で借主に対し、取引先の売掛金を差押え、小さな可だったので、すぐに母が伝わり、仕事が減った。公正証書作成委任状に署名した認諾なし。無効な公正証書による差押	事件番号: 熊本地裁 平成16年(ワ)第1206号(被告は、商工ファンドと代表者の数人) 提訴日: 平成16年11月22日 請求金額: 請求対象①: 借主、保証人 慰謝料各50万円	和解 期日: 内容: 商工ファンドが借主に退社金を含めて36万円、保証人に30万の和解金を支払って和解

資料6 多重債務者増殖を招く過剰融資の「ワナ」 週刊東洋経済 2004. 1. 10

大崎明子・伊藤歩著

図1は107頁 図2は108頁

その他は109頁

図1 100万円を超えると返済負担は重い

●年収別の平均的な返済余力(2人以上の勤労者世帯) (単位:円)

年収(万円)	月平均		
	可処分所得	支出	返済余力
200 ~ 249	211,914	188,434	23,480
250 ~ 299	233,581	214,854	18,727
300 ~ 349	239,817	213,774	26,043
350 ~ 399	270,302	226,240	44,062
400 ~ 449	294,408	252,673	41,735
450 ~ 499	316,414	279,920	36,494
500 ~ 549	345,605	297,601	48,004
550 ~ 599	368,251	319,283	48,968
600 ~ 649	392,973	318,217	74,756

(出所)総務省統計局「家計調査年報」(平成14年版・家計収支編・2人以上の世帯)から計算。支出は消費支出+土地家賃借入金返済。可処分所得から支出を差し引いた残りが預貯金をしないとすれば、借入金の返済余力と仮定した

●元利均等返済シミュレーション

(単位:円)

元本(万円)	5年で返済の場合の毎月支払額			
	金利1.5%	金利2.0%	金利2.5%	金利3.0%
50	11,894	13,246	14,675	15,870
80	19,031	21,195	23,481	25,393
100	23,789	26,493	29,351	31,741
150	35,684	39,740	44,026	47,612
200	47,579	52,987	58,702	63,483
250	59,474	66,234	73,378	79,354
300	71,369	79,481	88,053	95,225

図2 大手の1人当たり融資額は増加

—1口座当たりの無担保ローンの融資額推移—

(単位:万円)

	1999年	2000	01	02	03
大手平均	44.3	47.4	49.7	52.3	53.6
武富士	50.3	53.3	56.5	60.1	59.5
アコム	44.2	47.9	49.6	51.2	52.4
プロミス	43.2	45.9	48.0	51.0	53.9
アイフル	38.8	42.2	44.9	47.2	48.9
三洋信販	37.4	40.0	41.8	44.2	48.2

(注) 各3月期。大手平均は上記5社の平均

資料 8

悪徳商法と結び付いた信販会社の過剰融資

「クレジット過剰与信対策会議」設立資料より 抜粋

同会議代表 弁護士 釜井英法 事務局長 弁護士 拝師徳彦

抜粋は 弁護士 荏原洋子

- A (埼玉県富士見市の件)
- B (宮崎県小林市の件)
- C (愛媛県松山市 認知症女性)
- D (大阪府大東市の件)
- E (熊本県消費生活センターの件)
- F (大阪府堺市の件)
- G (長野県松本市の件)
- H (京都府内の件)
- I (静岡県伊豆市の件)
- J (千葉県船橋市の件)
- K (福岡市の件)

2005年5月21日	朝日新聞	A	悪質リフォーム 経産省、信販4社聴取「契約的確に管理を」
2005年5月21日	毎日新聞	A	埼玉の悪質リフォーム 4信販会社を聴取 経産省
	毎日新聞	A	ずさんなクレジット契約 業者名なし 経産省 信販4社を、指導検討
2005年6月16日	毎日新聞	B	宮崎の老夫婦4年で1500万円 契約書の不備多数 信販会社が“加担”
2005年6月22日	毎日新聞	C	着物など次々850万円クレジット契約
			「過剰与信」で提訴へ 愛媛県認知症女性 販売・信販会社を
2005年5月5日	毎日新聞	A	不要なリフォーム5000万円 認知症の老姉妹全財産奪われた
			群がった14業者 代金払い切れず 自宅競売まで
2005年5月7日	朝日新聞	A	認知症狙い悪質リフォーム 埼玉80歳と78歳姉妹被害
			16を超す業者、3600万円以上請求
2005年5月28日	毎日新聞	A	半数が架空契約か NPO調査 工費、部品代の70倍
2005年6月4日	毎日新聞	A	埼玉悪質リフォーム 領収書住所は田んぼ 業者と無関係の民家も
2005年6月11日	毎日新聞	A	「不要」リフォーム1500万円 業者70代女性に一部返金
2005年6月12日	読売新聞	埼玉版 A	リフォーム問題返還工事代金
			一時受取人悩む富士見市 「成年後見人」決定まで数か月
2005年6月6日	毎日新聞	D	架空屋根修理 認知症83歳1500万円被害 大阪4月で引き出し50回
月日不明	新聞名不明	E	訪問リフォームまた被害 熊本の母娘、1300万円契約
月日不明	毎日新聞	F	悪質リフォーム堺の80歳女性も被害 水漏れ修理で1000万円
			定期解約に郵便局同行 直後、会社解散 「初めからだましに」
月日不明	毎日新聞	F	堺・1000万円リフォーム手抜き350万円工事でした 業者「金返します」
月日不明	新聞不明	G	松本では600万円 十数業者 不要改修など20件以上
月日不明	新聞不明	H	業者に全額返還命令 リフォーム無効訴訟で京都地裁
月日不明	新聞不明	I	リフォーム契約で1100万円被害
			判断能力低下した男性 全貯金充てても不足 市に関係者相談市発覚
月日不明	新聞不明	J	認知症79歳狙いリフォーム 自称業者2人を逮捕
月日不明	新聞不明	K	勧誘販売で解約を妨害 キャッチ販売会社を捜索 県警
2005年6月28日	西日本新聞	K	化粧品を虚偽説明 キャッチ販売社長らを逮捕
2005年6月29日	西日本新聞	K	キャッチ業者逮捕 違法知りつつ勧誘強化
2005年6月21日	毎日新聞		悪質業者どう周知 悩む自治体 被害者「HP公表知らず契約」
2005年5月8日	朝日新聞		お年寄り訪問販売トラブル 相談件数、3年で倍 複数契約の強要も
2005年6月21日	朝日新聞		悪質リフォーム対策 会員の指導強化 訪問販売協会、内規改定へ
			認知症分かれば解約も クリーニングオフ期間後も対応
2003年4月26日	週刊ダイヤモンド	14頁	悪質業者による被害続出！新規加盟店争奪戦の内幕
			市場規模縮に追いつめられる信販会社の内情